

2021年版『ごうかく社労士』シリーズ＜追録＞

本追録は、2021年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚え一問一答、ごうかく社労士まる覚えサブノート）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和3年4月16日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

【共通】

1 延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和3年1月1日施行）

令和3年中の延滞税特例基準割合は、1.5%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.8%」、「年7.3%→年2.5%」となる。

2 押印を求める手続の見直し

国民や事業者等に対して、押印又は署名（以下「押印等」という）を求めている手続について、押印等を不要とするため、所要の改正が行われた。

【労働基準法】

押印の義務付け規定の改定（令和3年4月1日施行） ※テキストには未掲載（参考まで）

従来、労働基準法及びこれに基づく命令の規定並びに最低賃金法の規定に基づく許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下「届出等」という）を行う際には、届出等の様式等に押印又は署名を求めてきたところであるが、これらの届出等の様式等について押印又は署名（以下「押印等」という）を求めないこととし、また、併せて労働者の過半数を代表する者の適正な選出及び電子申請の利便性の向上に向けた恒久的な制度的対応の一環として、労使協定・決議の届出様式に協定当事者の適格性を確認するチェックボックスを設け、また、電子申請時に記録することをもって代えることができることとした。

【雇用保険法】

1 基本手当の日額等の変更（令和3年2月1日施行）

毎月勤労統計の結果の訂正に伴い、基本手当の日額の上限（一部）等が変更された。

2 両立支援等助成金の改正等（令和3年4月1日施行）

両立支援等助成金が改正され、不妊治療両立支援コース助成金が追加された。また、障害者雇用安定助成金の規定が削除された。暫定措置として、産業雇用安定助成金も追加された。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

1 雇用保険率の決定（令和3年4月1日から1年間）

令和3年度の雇用保険率は、令和2年度と同じである。

2 保険関係成立届等の添付書類（令和3年2月1日施行）

オンラインによる登記簿情報等の情報連携の対象となる書類は、個別法令上、提出を求めている添付書類に限られ、通達等において提出を求めている添付書類については情報連携の対象外となり省略できない。

このため、通達上必要があると認められる場合において登記事項証明書等の添付を求めているもので法令上に根拠を有さない「保険関係成立届」及び「名称、所在地等変更届」について、登記事項証明書等の添付の省略を可能とし、国民負担の軽減と行政運営の高度化を図るため、所要の改正が行われた（労働保険徴収法4条3項・5条3項に、添付を求めることができる旨を明記した）。

【厚生年金保険法】

1 改定率、再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率（令和3年度は1.000）と同じ仕組みで改定される。また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同率である。

[参考] 令和3年度の年金額、子の加算額等は次のようになる。

老齢基礎年金（満額）	$780,900 \text{ 円} \times 1.000 = 780,900 \text{ 円}$
1級の障害基礎年金	$780,900 \text{ 円} \times 1.25 = 976,125 \text{ 円}$
2級の障害基礎年金	$780,900 \text{ 円} \times 1.000 = 780,900 \text{ 円}$
障害基礎年金の子の加算（2人目まで）	$224,700 \text{ 円} \times 1.000 = 224,700 \text{ 円} *$
障害基礎年金の子の加算（3人目以降）	$74,900 \text{ 円} \times 1.000 = 74,900 \text{ 円} **$
遺族基礎年金	$780,900 \text{ 円} \times 1.000 = 780,900 \text{ 円}$
遺族基礎年金の子の加算①	$224,700 \text{ 円} \times 1.000 = 224,700 \text{ 円}$
遺族基礎年金の子の加算②	$74,900 \text{ 円} \times 1.000 = 74,900 \text{ 円}$
障害厚生年金の最低保障額	$780,900 \text{ 円} \times 3/4 \approx 585,700 \text{ 円}$
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	$780,900 \text{ 円} \times 3/4 \approx 585,700 \text{ 円}$

* 老齢厚生年金及び障害厚生年金の配偶者加給年金額、老齢厚生年金の子の加給年金額（2人目まで）も同じ。

** 老齢厚生年金の子の加給年金額（3人目以降）も同じ。

2 在職老齢年金（令和3年4月1日施行）

在職老齢年金の「支給停止調整開始額」、「支給停止調整変更額」、「支給停止調整額」は、令和2年度と同様とされた。

3 賞与不支給報告書の新設（令和3年4月1日施行）

登録した賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者に対しても賞与を支給し

なかった場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」又は「船員保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」の提出を求めることとされた。

なお、これまで賞与支払届に添付することとされていた「総括表」は廃止された。

[参考]

算定基礎届等の提出の際に添付する以下の総括表を廃止する。

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表

【労務管理その他の労働に関する一般常識】

1 労働者派遣法施行令の改正（令和3年4月1日施行）

へき地にある病院等において、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う診療の補助等の業務について、労働者派遣を認めることとされた。これにより、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務について、へき地の接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣が可能となった。また、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣が可能となった。

2 障害者雇用率の引上げ（令和3年3月1日施行）

障害者雇用率を0.1%引き上げる改正は、令和3年3月1日施行とされた。

【社会保険に関する一般常識】

介護保険第2号被保険者負担率

令和3年度から令和5年度までの介護保険第2号被保険者負担率は、平成30年度から令和2年度までと同様、100の27とされた。

○●○ 書籍の追補 ○●○

【ごうかく社労士基本テキスト】

第3編 労働者災害補償保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P248 介護補償給付の支給額	166,950 円 83,480 円 72,990 円	<u>171,650 円</u> <u>85,780 円</u> <u>73,090 円</u>
P294 [3] ②の前に追加	㊦ 柔道整復師が行う事業 ㊧ 介護支援事業等に係る高年齢労働者が行う事業	
同 ③の最終行	介護関係業務に係る作業従事者	介護関係業務、 <u>芸能従事者、アニメーション制作に係る作業従事者</u>

第4編 雇用保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P336 ②賃金日額の上限額の表、30歳未満の欄	13,700円(6,850円)	<u>13,690円(6,845円)</u>
P359 欄外 ^参 *6 下から4行目	13,700円	<u>13,690円</u>
P363 欄外 ^参 *3 下から3行目	13,700円	<u>13,690円</u>
P394 2行目	365,114円	<u>365,055円</u>
P394 欄外 ^趣 *3 下から4行目	365,114円	<u>365,055円</u>
P395③イ1～2行目	365,114円	<u>365,055円</u>
P395 一番下の行	365,114円－363,400円＝ 1,714円	<u>365,055円</u> －363,400円＝ <u>1,655円</u>
P397 14行目	365,114円	<u>365,055円</u>
P414 雇用安定事業の助成金等の種類	障害者雇用安定助成金を削除する	
P414 雇用安定事業の助成金等の種類に補足する	両立支援等助成金が改正され、不妊治療両立支援コース助成金が追加された。また、暫定措置として産業雇用安定助成金が追加された。	

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P428 に補足する	所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長は、必要と認めるときには、事業主に対し、登記事項証明書その他の保険関係成立届の記載事項を確認できる書類の提出を求めることができる（名称、所在地等変更届についても同様）。	
P431 下から3～4行目	その旨及び当該代理人が使用するべき認印の印影を	<u>その旨を</u>
P444 1行目	令和2年度の雇用保険率	令和2年度及び <u>3年度</u> の雇用保険率

第6編 健康保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P577 欄外 ^参 *4	10.73% 9.58%	<u>10.68%</u> <u>9.50%</u>
P578 欄外 ^参 *4	令和2年	令和 <u>3年</u>

	1,000分の34.3	1,000分の <u>35.3</u>
P579 欄外ポ*6	令和2年 1,000分の17.9	令和 <u>3</u> 年 1,000分の <u>18.0</u>

第7編 国民年金法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後	
P603 ②〔1〕	任意加入被保険者となることができる対象者から次の者を除外する（令和3年4月1日施行）。 ①医療滞在ビザを有する外国人 ②長期観光ビザを有する外国人		
P631 「令和2年度の改定率」を差換え	令和3年度の改定率 令和3年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（▲0.1%）が物価変動率（0.0%）を下回ることから、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）を用いるため、令和2年度から0.1%のマイナスとなった。また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされており、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行わない。 $1.001（令和2年度の改定率） \times 0.999 \approx 1.000$		
P666 〔2〕の5行目	第1号被保険者としての	①第1号被保険者としての	
P666 最後に追加	② 支給額＝基準月の属する年度における国民年金保険料額×1/2×保険料納付済期間等の月数に応じた数（政令で定める） ※ 基準月が令和3年度・4年度に属する場合の支給額		
	対象月数	支給額計算に用いる率	支給額
	6月以上12月未満	6	49,830円
	12月以上18月未満	12	99,660円
	18月以上24月未満	18	149,490円
	24月以上30月未満	24	199,320円
	30月以上36月未満	30	249,150円
	36月以上42月未満	36	298,980円
	42月以上48月未満	42	348,810円
	48月以上54月未満	48	398,640円
	54月以上60月未満	54	448,470円
	60月以上	60	498,300円

P680 ㊦の5行目	125万円	<u>135</u> 万円
P684 前納した場合の納付額及び割引額(令和3年4月1日施行)	(1年前納は令和2年度分、2年前納は令和2・3年度分)	(1年前納は令和 <u>3</u> 年度分、2年前納は令和 <u>3・4</u> 年度分)
同表の1年前納の金額	194,960円(3,520円割引) 194,320円(4,160円割引)	<u>195,780</u> 円(<u>3,540</u> 円割引) <u>195,140</u> 円(<u>4,180</u> 円割引)
同表の2年前納の金額	383,210円(14,590円割引) 381,960円(15,840円割引)	<u>383,810</u> 円(<u>14,590</u> 円割引) <u>382,550</u> 円(<u>15,850</u> 円割引)

第8編 厚生年金保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後																						
P721 の表 「5日以内」の㊦と「10日以内」の㊧に補足する。	日本年金機構に登録した賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった事業主に対して、賞与不支給報告書の提出を求めることとされた。																							
P738 6行目	(令和2年度は1.001)	(令和 <u>3</u> 年度は <u>1.000</u>)																						
P740 下から2行目	令和2年度	令和 <u>3</u> 年度																						
P740 最後の行	「1.002」	「 <u>0.999</u> 」																						
P740 最後の行	$0.999 \times 1.002 \div 1.001$	$1.001} \times 0.999 \div 1.000$																						
P742 1つ目の囲みの中、最後の行	令和2年度 1.002	令和 <u>3</u> 年度 <u>0.999</u>																						
P742 欄外 ^ボ *1 1行目	令和2年度	令和 <u>3</u> 年度																						
P742 欄外 ^ボ *1 5行目	1.002	<u>1.001</u>																						
P742 欄外 ^ボ *1 最後の行	1.000	<u>0.999</u>																						
P745 加給年金額の表	「(1.001)」を、3か所とも「(<u>1.000</u>)」とする。																							
P755 ハの3行目	365,114円	<u>365,055</u> 円																						
P790 の表を右のように変更する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6月以上12月未満</td><td>6</td></tr> <tr><td>12月以上18月未満</td><td>12</td></tr> <tr><td>18月以上24月未満</td><td>18</td></tr> <tr><td>24月以上30月未満</td><td>24</td></tr> <tr><td>30月以上36月未満</td><td>30</td></tr> <tr><td>36月以上42月未満</td><td>36</td></tr> <tr><td>42月以上48月未満</td><td>42</td></tr> <tr><td>48月以上54月未満</td><td>48</td></tr> <tr><td>54月以上60月未満</td><td>54</td></tr> <tr><td>60月以上</td><td>60</td></tr> </tbody> </table>	被保険者期間	数	6月以上12月未満	6	12月以上18月未満	12	18月以上24月未満	18	24月以上30月未満	24	30月以上36月未満	30	36月以上42月未満	36	42月以上48月未満	42	48月以上54月未満	48	54月以上60月未満	54	60月以上	60	
被保険者期間	数																							
6月以上12月未満	6																							
12月以上18月未満	12																							
18月以上24月未満	18																							
24月以上30月未満	24																							
30月以上36月未満	30																							
36月以上42月未満	36																							
42月以上48月未満	42																							
48月以上54月未満	48																							
54月以上60月未満	54																							
60月以上	60																							

第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P828 に補足する	令和3年4月より、へき地にある病院等において、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う診療の補助等の業務について、労働者派遣を認めることとされた。	
P831 ⑭の補足	令和3年4月より、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣が可能となった。	
P837～839 頁に補足する	障害者雇用率を0.1%引き上げる改正は、令和3年3月1日施行とされた。	
P921 下から3行目	平成30年度から令和2年度	令和3年度から令和5年度
P922 欄外選最後に補足する	令和3年度からの第8期では6,014円。	

第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P905 欄外ボ6行目以降	送信することをもって・・・できる。	送信しなければならない。
P921 下から3行目	平成30年度から令和2年度	令和3年度から令和5年度
P922 欄外選最後に補足する	令和3年度からの第8期では6,014円。	

【ごうかく社労士基本問題集】

第1章 労働基準法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P91 9行目	リスクマネジメント	リスクアセスメント
P106 選択肢⑭	試用期間付	試用期間__
P107 3行目	解約権留保	解約権留保付

第3編 労働災害補償保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P241 欄外下から6行目	ご 299 頁	ご 298～299 頁

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P376 D肢 1行目	令和2年度の	令和3年度の

P376 D肢 1行目	令和元年度の	令和 <u>2</u> 年度の
P377 D肢解説2行目	令和2年度の	令和 <u>3</u> 年度の
P405 欄外②	令和2年中は	令和 <u>3</u> 年中は
	8.9%	8. <u>8</u> %
	2.6%	2. <u>5</u> %
P407 E肢解説に加える	令和3年中は、「年14.6%」は「年8.8%」と、「年7.3%」は「年2.5%」となる。	

第6編 健康保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P511 ア肢 解説2行目	令和2年	令和 <u>3</u> 年
同3行目	1,000分の17.9	1,000分の <u>18.0</u>
P556 問題2の3行目から5行目	令和2年	令和 <u>3</u> 年
	0.6%	0. <u>5</u> %
	1.6%	1. <u>5</u> %
P556 選択肢	①0.6	① <u>0.5</u>
	②1.6	② <u>1.5</u>
	③2.6	③ <u>2.5</u>
	④3.6	④ <u>3.5</u>
	⑤7.0	⑤ <u>6.9</u>
	⑥7.4	⑥ <u>7.3</u>
	⑦8.1	⑦ <u>8.0</u>
	⑧8.9	⑧ <u>8.8</u>

第7編 国民年金法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P578 問題の4行目	令和2年度価額	令和 <u>3</u> 年度価額
P578 A肢からE肢の計算式	781,700	<u>780,900</u>
P578 年金額	A肢 692,500円	A肢 <u>691,800</u> 円
	B肢 692,488円	B肢 <u>691,788</u> 円
	C肢 691,200円	C肢 <u>690,500</u> 円
	D肢 691,188円	D肢 <u>690,488</u> 円
	E肢 698,400円	E肢 <u>697,700</u> 円
P579 解説の5行目	781,700円	<u>780,900</u> 円
	691,188円	<u>690,488</u> 円

同 9 行目	781,700 円 683,987.50 円 683,988 円	<u>780,900</u> 円 <u>683,287.50</u> 円 <u>683,288</u> 円
P579 参の④の 3 行目	令和 2 年度 1.001 781,680.9 円≒781,700 円	令和 <u>3</u> 年度 1.00 <u>0</u> <u>780,900</u> 円__
同⑤の 3 行目	令和 2 年度 781,700 円	令和 <u>3</u> 年度 <u>780,900</u> 円
P588 C 肢	令和 2 年度 781,700 円の 100 分の 150	令和 <u>3</u> 年度 <u>780,900</u> 円の 100 分の 150
P589 C 肢の解説	令和 2 年度 1.001	令和 <u>3</u> 年度 1.00 <u>0</u>
P602 E を差換え	令和 3 年度の老齢基礎年金の額は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を 0.1% 下回るため、令和 2 年度から 0.1% のマイナスとなった。	
P603 E を差換え	正しい（法 27 条の 4，改定政令 1 条）。また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドは行わないこととされており、令和 3 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行わない。	

【ごうかく社労士まる覚えサブノート】

第 1 章 労働基準法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P1（第 1 章の扉） ※以下の文の 2 行目	予定されている	行われた

第 3 章 労働者災害補償保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P112～113 介護補償給付の額の表	166,950 円	<u>171,650</u> 円
	83,480 円	<u>85,780</u> 円
	72,990 円	<u>73,090</u> 円
P139 下から 3 行目 ⑦の次に加える	⑧ 柔道整復師が行う事業 ⑨ 創業支援等措置（⇒P460）に基づき行う事業	
P140 9 行目の次に加える	⑧ 芸能関係作業従事者 ⑨ アニメーション制作作業従事者	

第4章 雇用保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P162 ②の表 30歳未満の欄	13,700円(6,850円)	<u>13,690円(6,845円)</u>
P194 法61条の条文 最後の行	365,114円	<u>365,055円</u>
P196 法61条の2 最後の行	365,114円	<u>365,055円</u>
P203 雇用安定事業の助成金等の種類	障害者雇用安定助成金を削除する。	

第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P220 雇用保険率の表 下から2行目	令和2年4月1日から	令和 <u>3</u> 年4月1日から
P221 6行目	令和2年度の	令和 <u>3</u> 年度の

第6章 健康保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P297 ①の3行目	令和2年3月	令和 <u>3</u> 年3月
P297 ①の4行目	107.3	<u>106.8</u>
	95.8	<u>95.0</u>
P298 下から5行目	令和2年	令和 <u>3</u> 年
P298 下から4行目	34.3	<u>35.3</u>
P298 最後の行	令和2年	令和 <u>3</u> 年
P298 最後の行	17.9	<u>18.0</u>

第7章 国民年金法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P327 2行目	令和2年度	令和 <u>3</u> 年度
P327 3行目	1.001	<u>1.000</u>
P353 脱退一時金の支給額	令和3年度	
	6月以上12月未満	49,830円
	12月以上18月未満	99,660円
	18月以上24月未満	149,490円
	24月以上30月未満	199,320円

	30 月以上 36 月未満	249,150 円
	36 月以上 42 月未満	298,980 円
	42 月以上 48 月未満	348,810 円
	48 月以上 54 月未満	398,640 円
	54 月以上 60 月未満	448,470 円
	60 月以上	498,300 円
P357 「保険料の額」に補足する	令和 4 年度の保険料の額は、17,000 円×0.976≒16,590 円とされた。	
P360 12 行目	22 万円	<u>32</u> 万円
P360 14 行目	22 万円	<u>32</u> 万円
P360 15 行目	162 万円	<u>172</u> 万円
P360 ③の 4 行目	125 万円	<u>135</u> 万円
P362 3 行目	78 万円	<u>88</u> 万円
P362 4 行目	118 万円	<u>128</u> 万円
P362 4 行目	158 万円	<u>168</u> 万円

第 8 章 厚生年金保険法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P397 従前額改定率	令和 2 年度は、	令和 <u>3</u> 年度は、
	1.002	<u>1.001</u>
	1.000	<u>0.999</u>
P405 下から 3 行目	365,114 円	<u>365,055 円</u>
P409 下から 8 行目	令和 2 年度	令和 <u>3</u> 年度

第 9 章 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P485 7 行目	令和元年は 16.7%	令和 <u>2</u> 年は <u>17.1%</u>

【ごうかく社労士まる覚え一問一答】

第 9 章 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P434 ポイント *1	令和 3 年 4 月までには	令和 3 年 <u>3 月</u> から

労働経済

「白書対策」として、最新の結果が公表されているものについて、過去に出題されたポイントを中心に紹介します。試験の直前対策にお役立てください。なお、調査結果は訂正されることがあります。

〔1〕令和2年 就労条件総合調査（厚生労働省、令和2年10月30日公表）

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されている。

① 所定労働時間

週所定労働時間を産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間17分で最も短く、「宿泊業、飲食サービス業」が39時間51分で最も長くなっている。

② 週休制

	採用企業割合	適用労働者割合
何らかの週休2日制	82.5%	85.9%
完全週休2日制	44.9%	58.0%

完全週休2日制を採用している企業を規模別にみると、「1,000人以上」が65.8%、「300～999人」が55.2%、「100～299人」が50.7%、「30～99人」が41.4%となっている。

ポイント 企業規模が大きい方が完全週休2日制の採用割合が高い。

③ 年間休日総数

1企業平均	109.9日
企業規模別	「1,000人以上」が116.6日、「300～999人」が114.9日、「100～299人」が113.0日、「30～99人」が108.3日
	ポイント 企業規模が大きい方が休日が多い、と覚えておこう。

④ 年次有給休暇

1人平均付与日数	18.0日
そのうち労働者が取得した日数	10.1日
取得率	56.3%（男53.7%、女60.7%）
企業規模別の取得率	「1,000人以上」が63.1%、「300～999人」が53.1%、「100～299人」が52.3%、「30～99人」が51.1% ポイント 企業規模が大きい方が取得率が高い。また、いずれの企業規模においても5割以上の取得率となった。
計画的付与制度がある企業割合	43.2%となっており、「5～6日」が最も多い。

⑤ 変形労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	59.6%	51.5%
1年単位の変形労働時間制	33.9%	19.1%

1か月単位の変形労働時間制	23.9%	23.0%
フレックスタイム制	6.1%	9.3%

変形労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が77.9%、「300～999人」が72.5%、「100～299人」が64.4%、「30～99人」が56.2%となっている。

ポイントフレックスタイム制の採用割合が少ないことは押さえておこう。

⑥ みなし労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	13.0%	8.9%
事業場外労働	11.4%	7.6%
専門業務型裁量労働制	1.8%	1.0%
企画業務型裁量労働制	0.8%	0.2%

みなし労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が26.1%、「300～999人」が16.9%、「100～299人」が17.3%、「30～99人」が10.8%となっている。

ポイント全体的に採用割合が少ないこと、企画業務型裁量労働制の採用割合が最も少ないことを押さえておこう。

⑦ 勤務間インターバル制度

年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者	「全員」の企業割合は32.4% 「ほとんど全員」の企業割合は33.7% 「ほとんどいない」の企業割合は2.1% 「全くいない」の企業割合は13.1%
勤務間インターバル制度の導入割合	「導入している」が4.2% 「導入を予定又は検討している」が15.9% 「導入予定はなく、検討もしていない」が78.3%

導入予定はなく、検討もしていない理由は、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が56.7%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が13.7%となっている。

⑧ 時間外労働

時間外労働の割増賃金率	「一律に定めている」企業割合は81.6% そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.3%、「26%以上」とする企業割合は4.5%
時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合（規模別）	「1,000人以上」が21.3% 「300～999人」が13.5% 「100～299人」が5.9% 「30～99人」が2.5%

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は31.1%となっている。

⑨ 諸手当

常用労働者1人平均所定内賃金	319.7千円 そのうち諸手当は47.5千円(14.9%)
企業規模別	所定内賃金に占める諸手当の割合は企業規模が小さいほど高い
種類別	「通勤手当など」が92.3%で最も多く、次いで「役付手当など」86.9%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」68.6%となっている。 ポイント 順番を覚えておこう。
企業規模別	「特殊作業手当など」「特殊勤務手当など」「地域手当、勤務地手当など」「住宅手当など」「単身赴任手当、別居手当など」及び「調整手当など」は、規模が大きいほど支給企業割合が高い。 「役付手当など」「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。
労働者1人平均の諸手当の支給額	「業績手当など」が52.2千円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」47.6千円、「役付手当など」41.6千円となっている。

【2】令和2年 毎月勤労統計調査（厚生労働省、令和3年2月24日）

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

前年と比較し、

- ① 現金給与総額は318,387円(1.2%減)となった。うち一般労働者が417,453円(1.7%減)、パートタイム労働者が99,378円(0.4%減)となり、パートタイム労働者比率が31.14%(0.39ポイント低下)となった。
- ② 一般労働者の所定内給与は313,375円(0.1%減)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,213円(3.9%増)となった。
- ③ 就業形態計の所定外労働時間は9.2時間(13.2%減)となった。
- ④ 就業形態計の常用雇用は1.0%増となった。

ポイント 増加したのか減少したのか、を覚えておこう。

【3】令和2年 上半期雇用動向調査（厚生労働省、令和3年2月3日公表）

主要産業における入職・離職及び未充足求人状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

① 各就業形態の雇用形態別入職と離職の状況

前年同期と比べると、一般労働者、パートタイム労働者ともに、雇用形態問わず入職者数、離

職者数ともに減少した。

② 転職入職者の雇用形態間の移動

雇用期間の定めなしから雇用期間の定めなしへ移動	48.0%
雇用期間の定めなしから雇用期間の定めありへ移動	13.9%
雇用期間の定めありから雇用期間の定めなしへ移動	10.8%
雇用期間の定めありから雇用期間の定めありへ移動	24.8%

ポイント異なる雇用形態間の移動は少ない。

③ 産業別未充足求人状況

令和2年6月末日現在の未充足求人数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が188.1千人で最も多く、次いで「医療、福祉」が141.6千人となっている。

〔4〕令和2年 労働組合基礎調査（厚生労働省、令和2年12月16日公表）

労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年実施している一般統計調査である。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）	17.1%（前年16.7%）
女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合	12.8%（前年12.4%）
パートタイム労働者の推定組織率	8.7%（前年8.1%）

推定組織率を産業別にみると、「複合サービス事業」が53.6%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が52.7%と高く、「農業、林業、漁業」1.6%、「不動産業、物品賃貸業」2.8%で低くなっている。

ポイント推定組織率は17%前後が続いている。

〔5〕令和2年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省、令和3年3月31日公表〔令和3年5月14日正誤表反映済み〕）

統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。統計法による基幹統計であり、賃金構造基本統計調査規則に基づいて実施される。

① 一般労働者の賃金

男女間賃金格差（男=100）は、74.3となっている。

② 男女別の賃金カーブ

男性では、年齢階級が高いほど賃金も高く、55～59歳で賃金がピークとなり、その後下降している。

女性では、50～54歳がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

ポイント賃金がピークとなる年齢を覚えておこう。

③ 学歴別の賃金カーブ

男女いずれも大学及び大学院の傾きが大きくなっており、男性は女性に比べてその傾向が大きい。

④ 企業規模別の賃金カーブ

男女いずれも企業規模が大きいほど傾きは大きくなっており、男性は女性に比べてその傾向が大きい。

⑤ 主な産業別の賃金

男性では、「金融業，保険業」（479.2千円）が最も高く、次いで「教育，学習支援業」（429.4千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（278.2千円）が最も低くなっている。

女性では、「情報通信業」（315.5千円）が最も高く、次いで「教育，学習支援業」（306.9千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（208.9千円）が最も低くなっている。

ポイント 「最も高い」産業、「最も低い」産業を覚えておこう。

⑥ 雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）

男女計 66.3、男性 68.5、女性 71.8 となっている。

男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業で、主な産業別では「卸売業，小売業」となっている。

⑦ 外国人労働者の賃金

在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）302.2千円、特定技能174.6千円、身分に基づくもの257.0千円、技能実習161.7千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）205.3千円となっている。

ポイント 平成31年4月創設の「特定技能」資格者の賃金は、新聞等でも紹介された。念のため押さえておこう。

⑧ 短時間労働者 男女別の1時間当たり賃金

年齢階級別にみると、最も1時間当たり賃金が高い年齢階級は、男性では50～54歳で2,367円、女性では、35～39歳で1,471円となっている。

ポイント 最も1時間当たり賃金が高い年齢階級を覚えておこう。

⑨ 短時間労働者 企業規模別の1時間当たり賃金

男性では、大企業1,464円、中企業2,052円、小企業1,579円、女性では、大企業1,288円、中企業1,392円、小企業1,306円となっている。

ポイント 1時間当たり賃金は、いずれも中企業が最も高い。

⑩ 短時間労働者 主な産業別の1時間当たり賃金

男性では、「医療，福祉」（3,807円）が、女性では「医療，福祉」（1,555円）が最も高くなっている。

ポイント 1時間当たり賃金は、いずれも「医療，福祉」が最も高い。

〔6〕令和2年 賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省、令和2年11月25日公表）

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。統計法に基づく一般統計調査である。

1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合	81.5%（減少）	
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業割合	2.1%（増加）	
賃金の改定を実施しない企業割合	9.5%（増加）	
賃金カットを実施又は予定している企業割合	10.9%（増加）	
賃金の改定に当たり最も重視した要素	①企業の業績	49.0%（減少）
	②雇用の維持	8.0%（増加）
	②労働力の確保・定着	8.0%（減少）
令和2年夏の賞与	「支給した又は支給する」企業 84.3%（減少） 「支給するが額は未定」の企業 2.6%（減少） 「支給しない」企業 11.5%（増加）	
令和2年夏の賞与を支給しない企業	産業別では「宿泊業, 飲食サービス業」が40.6%（前年21.6%）と最も高くなっている。	

ポイント 企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。

〔7〕令和2年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省、令和2年8月14日公表）

現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は2.00%で、前年（2.18%）に比べ0.18ポイントの減。

ポイント 賃上げ率は、2%台が続いている。

〔8〕令和2年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和3年1月15日公表）

実雇用率は、9年連続で過去最高の2.15%（前年2.11%）、法定雇用率達成企業の割合は48.6%（同48.0%）であった。全ての規模の区分で前年より増加した。

企業規模	法定雇用率達成企業の割合
45.5～100人未満	45.9%
100～300人未満	52.4%
300～500人未満	44.1%
500～1,000人未満	46.7%
1,000人以上	60.0%

ポイント 法定雇用率達成企業の割合（48.6%）は、必ず覚えておこう。

〔9〕 令和2年 高齢者の雇用状況集計結果（厚生労働省、令和3年1月8日公表）

- ① 雇用確保措置を実施済の企業では、定年制度（定年制の廃止、定年の引上げ）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。
- ② 定年を65歳とする企業は、報告した全ての企業に占める割合が18.4%となっている。
- ③ 66歳以上働ける制度のある企業は、報告した全ての企業に占める割合が33.4%となっている。
- ④ 70歳以上働ける制度のある企業は、報告した全ての企業に占める割合が31.5%となっている。

〔10〕 令和2年 外国人雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和3年1月29日公表）

- ① 外国人労働者数は1,724,328人で、平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新したが、増加率は前年13.6%から9.6ポイントの大幅な減少。
- ② 国籍別では、ベトナムが中国を抜いて最も多くなり、443,998人（外国人労働者数全体の25.7%）。次いで中国419,431人（同24.3%）、フィリピン184,750人（同10.7%）の順。一方、ブラジルやペルーなどは、前年比で減少している。

〔11〕 令和2（2020）年 労働力調査（総務省、令和3年1月29日公表）

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

① 労働力人口

定義	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口
2020年平均	6868万人と、前年に比べ18万人の減少（8年ぶりの減少）

② 労働力人口比率

定義	15歳以上人口に占める労働力人口の割合
2020年平均	62.0%と、前年に比べ0.1ポイントの低下（8年ぶりの低下）
男女別	男性は71.4%と同率、女性は53.2%と0.1ポイントの低下

ポイント①②は、「8年ぶり」という大きな動きがあったことを覚えておこう。

③ 就業率

定義	15歳以上人口に占める就業者の割合
2020年平均	60.3%と、前年に比べ0.3ポイントの低下（9年ぶりの低下）
男女別	男性は69.3%と0.4ポイントの低下、女性は51.8%と0.4ポイントの低下

ポイント①～③について、「労働力人口」「労働力人口比率」「就業率」といった用語は、選択式対策の必須事項である。しっかり覚えておこう。

④ 雇用者

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は2020年平均で5973万人と、前年に比べ31万

人の減少（11年ぶりの減少）となった。就業者に占める雇用者の割合は89.5%と0.2ポイントの上昇となった。

⑤ 正規の職員・従業員数

2020年平均で3539万人と、前年に比べ36万人の増加（6年連続の増加）となった。

⑥ 非正規の職員・従業員数

2020年平均	2090万人と75万人の減少（前年と比較可能な2014年以降で初めての減少）
男女別	男性は665万人（26万人の減少）、女性は1425万人（50万人の減少）
年齢階級別	15～64歳は1701万人（76万人の減少）、65歳以上は390万人（1万人の増加）

ポイント 人数を暗記するのは難しいが、「増加」「減少」といった傾向は押さえておこう。

⑦ 非正規の職員・従業員の割合

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.1%と1.1ポイントの低下となった。

ポイント 非正規の職員・従業員の割合は約4割である。

⑧ 産業別の就業者

宿泊業、飲食サービス業	2020年平均で391万人（前年に比べ29万人の減少）
製造業	2020年平均で1045万人（前年に比べ18万人の減少）
医療、福祉	2020年平均で862万人（前年に比べ19万人の増加）

ポイント 「2020年はどのような年だったか」と考えると覚えやすい。

⑨ 週間就業時間

休業者を除く雇用者について、総数に占める週間就業時間別の割合をみると、週43～48時間以上の各区分で、前年に比べ低下となった。特に、週43～48時間及び週49～59時間の区分において、それぞれ1.7ポイント及び2.0ポイントの低下となった。

⑩ 休業者数

就業者のうち休業者数は、2020年平均で256万人と、前年に比べ80万人の増加（8年連続の増加）となった。なお、休業者数の256万人は、比較可能な1968年以降で過去最多、80万人の増加は、前年と比較可能な1969年以降で過去最大の増加幅となっている。

ポイント 休業者数の増加が「過去最大の増加幅」であることは、知っておこう。

⑪ 完全失業者数

2020年平均で191万人と、前年に比べ29万人の増加（11年ぶりの増加）となった。

⑫ 完全失業率

完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、2020年平均で2.8%と、前年に比べ0.4ポイントの上昇（11年ぶりの上昇）となった。男女、年齢階級別にみると、前年に比べ男性、女性共に全ての年齢階級で上昇となった。

ポイント 完全失業率は、用語の定義、数値とも過去に選択式で出題されている。労働力調査の中でも最重要項目である。

⑬ 求職理由別の完全失業者

「非自発的な離職」の2020年平均は54万人（前年に比べ17万人の増加）
[内訳] 「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は35万人（14万人の増加） 「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は20万人（4万人の増加）

⑭ 非労働力人口

2020年平均で4204万人と、前年に比べ7万人の増加（8年ぶりの増加）となった。このうち65歳以上は15万人の増加となった。

⑮ 若年無業者

定義	15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者
2020年平均	69万人（前年に比べ13万人の増加）

⑯ 35～44歳無業者数

2020年平均で39万人と、前年と同数となった。

ポイント⑮⑯は、人数も覚えておこう。

〔12〕令和元年 就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省、令和3年2月12日公表）

正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的としている。

① 正社員と正社員以外のそれぞれの職種別の割合

正社員	「事務的な仕事」が36.0%と最も高く、 次いで「管理的な仕事」が21.0%、 「専門的・技術的な仕事」が19.7%となっている。
正社員以外の労働者	「事務的な仕事」が27.8%、 「専門的・技術的な仕事」が18.2%、 「サービスの仕事」が17.4%などとなっている。

② 職種別の構成比

	正社員	正社員以外
管理的な仕事	87.1%	12.9%
建設・採掘の仕事	72.2%	27.8%
輸送・機械運転の仕事	66.0%	34.0%
事務的な仕事	65.0%	35.0%
専門的・技術的な仕事	60.9%	39.1%
生産工程の仕事	51.7%	48.3%
販売の仕事	47.7%	52.3%

ポイント平成25年度に、「管理的な仕事」、「専門的・技術的な仕事」、「事務的な仕事」、「販売の仕事」の構成比が出題されている。

③ 期間を定めない雇用契約への変更希望

希望しない	47.1%
希望する	35.0%

就業形態別にみると、「派遣労働者」では、「希望する」が46.0%と、5割近くとなっている。

④ 正社員以外の労働者（出向社員を除く）が現在の就業形態を選んだ理由

自分の都合のよい時間に働けるから	36.1%で最も多い
家庭の事情（家事・育児・介護等）と両立しやすいから	29.2%
家計の補助、学費等を得たいから	27.5%

ポイント最も多いものは覚えておこう。

⑤ 現在の就業形態を選んだ理由（就業形態別）で最も多いもの

契約社員（専門職）	専門的な資格・技能を活かせるから（49.9%）
嘱託社員（再雇用者）	専門的な資格・技能を活かせるから（45.6%）
パートタイム労働者	自分の都合のよい時間に働けるから（45.4%）
臨時労働者	自分の都合のよい時間に働けるから（39.5%）
派遣労働者	正社員として働ける会社がなかったから（31.1%）

ポイント平成25年度に、パートタイム労働者と派遣労働者について出題されている。

⑥ 今後も会社で働きたいとする正社員以外の労働者の働き方の希望

現在の就業形態を続けたい	パートタイム労働者	72.6%
	嘱託社員（再雇用者）	71.2%
	出向社員	70.8%
正社員に変わりたい	契約社員（専門職）	45.7%
	派遣労働者	42.4%

ポイントパートタイム労働者の約7割は「現在の就業形態を続けたい」と考えている。「契約社員（専門職）」は約半数が、「派遣労働者」は約4割が「正社員に変わりたい」と考えている。

⑦ 現在の職場での満足度

	正社員	正社員以外
仕事の内容・やりがい	58.8%	57.5%
正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション	50.5%	50.7%
正社員との人間関係、コミュニケーション	49.5%	48.3%
賃金	21.7%	6.7%
教育訓練・能力開発のあり方	19.1%	4.2%
人事評価・処遇のあり方	16.2%	16.5%

ポイント平成25年度に、両者ともに満足度が高いもの3つと、両者ともに満足度が低いもの3つが出題されている。

⑧ 正社員以外の労働者を活用する上での問題点

良質な人材の確保	56.8%と、最も高い
定着性	52.5%
仕事に対する責任感	46.0%

就業形態別にみると、「出向社員」、「契約社員」、「派遣労働者」、「パートタイム労働者」、「臨時労働者」では「良質な人材の確保」がそれぞれ 41.5%、59.2%、55.6%、55.1%、49.3%と最も高く、「嘱託社員」では「仕事に対する責任感」が 36.8%と最も高くなっている。

〔13〕令和元年度雇用均等基本調査

育児休業者割合

女性	83.0%（平成 30 年度 82.2%）
男性	7.48%（平成 30 年度 6.16%）

〔14〕令和元年版働く女性の実情

令和元年の女性の労働力率を年齢階級別にみると、全ての階級の労働力率について、比較可能な昭和 43 年以降、過去最高の水準となった。グラフ全体の形でみると、「25～29 歳」（85.1%）と、「45～49 歳」（81.4%）を左右のピークとし、「35～39 歳」（76.7%）を底とする M 字型カーブを描いているが、M 字型の底の値は前年に比べ 1.9 ポイント上昇した。